

指定管理者の指定について

岐阜県長良川スポーツプラザに係る地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を、岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成五年岐阜県条例第十五号）第十二条第三項の規定により、次のとおり指定するものとする。

平成三十年十二月四日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 指定管理者となる団体 岐阜市宇佐南三丁目六番二〇号

株式会社技研サービス

二 指定の期間 平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで